

第7回 大分市自治基本条例検討委員会 グループ討議 第3班議事録

日 時 平成21年7月14日(月)

場 所 大分市コンパルホール 3階 多目的ホール

出席者

【第3班参加委員】

秦 政博、園田 敦子、近藤 忠志、野尻 哲雄、井手口 良一、大津留 祐子、
小原 美穂、神矢 壽久 の各委員(計8名)

<第7回 大分市自治基本条例検討委員会 グループ討議 第3班>

座長	<p>< 議論第一部 ></p> <p>おはようございます。座長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>始めに副座長と記録者を決めるということで、よろしくお願いいたします。</p> <p>早速ですが40分までということですが、今までの議論を踏まえて、自治基本条例の理念も含めて、どういう方向で考えて行ったらいいかということで自由討議ということでございますので、この中で皆さん意見を言っていたいて進めて行きたいと思っております。</p> <p>全体会の中であまり発言をされて来ていない方々もおられるかと思っておりますので、自分の「自治基本条例とはこういうものだと思っている」というような考え方も結構ですし、「こういうふうに決めて行ったほうがいいんじゃないか」というような話でも結構でございますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>順番に指名させていただきたいと思っておりますので、まず、副座長さん、どんな話でも結構ですので、忌憚のないご意見を申し上げます。</p>
委員	<p>口火を切れということでございますので、議論の展開の口火ということで発言をさせていただきます。</p> <p>去年からこの委員会を開いておりますが、議論が堂々巡りという感じを受けているわけであります。</p> <p>焦点が定まらなくてですね、右に振れるかと思えば左に振れるというのが偽らざる私の印象です。そろそろですね、筋をきちっと決めて議論をすべきではないかと、そのためのグループ討議ということで決まったと思っております。よく他都市の自治基本条例の紹介をされて、それがどう機能しておるかというのが発表されておりましたけれど、それはそれとして、時代としては今基本条例を定めるという時期にさしかかっているというのは否めないんじゃないかと思っています。</p>

	<p>自治体の憲法だというご意見が今まで何べんかありましたけど、例えば私は教育委員会に居りましたけれど、教育委員会で言えば「教育基本法」という、いわゆる教育の憲法があるわけなんです。それと同じような性格を持たせて、「市とはこういうものだ」という大枠の枠組みを決めることが大事ではないかな、と。最終的な目標はですね、市民の最大多数の最大幸福にどう結びつけていくのか、というのがこの基本条例の最終的な目標ではあるかと思っております。それを実現するための方向付けっていうものをいくつかの柱を建てて議論をまとめていくのがいいのではなかろうか、そんな思いがしているところであります。</p> <p>今の話で参考になれば意見をいただきたいと思えます。</p>
座長	<p>ありがとうございました。</p>
委員	<p>委員が言われたとおり、要は大分市がより良い街になれば良いということを目指して柱を建てていかないと、今までの話し合いではあまりに大まか過ぎて、何をどうしたらいいか、どこから手を付けて行けばいいかになりますので、「条例をつくる目的は何か」、憲法のような形にして、市民のために、市民がより住みやすいまちにするためのまちづくりをするということで、話し合うためにも柱を建てないと話し合いにならないと思えます。</p>
座長	<p>ありがとうございました。続いてお願いします。</p>
委員	<p>私も今の意見と同じなんですけれど、私は今、女性消防団をしておりますので、基本的に大分市は住みよいまち、安心・安全を謳ったまちということで……が、やはり今男性と女性、男女共同参画という面でそのように行動しているわけですが、現実的にはやはり、男尊女卑というか、まだまだそういったものが根付いていますので、女性から見た本当に男女共同参画、あるいは、私も二人の男の子の母親ですが、親から見ての教育や、いろんな観点から、やはりいくつかの柱を建てて、決めていくのが……のためであり、女性のためになるのではないかと思います。</p>
座長	<p>ありがとうございました。ではお願いします。</p>
委員	<p>私は自治会長16年目なんですけど、今までの大分市は全国に誇れるようなものがうち出されていなかったんですけど、いまの市長さんに替わりまして、「日本一きれいなまちづくり」というものに取り組むということで、毎年忙しいなかで、市の行事に参加しなければならない、協力しなければならないということで。うちの町内でも前から（美化を）やっていたんですけど、行政がこれだけ旗を作ったりポスターを作ったりということをやってきていますので、目標がきちんと決まって取り組んでいるので私達自治委員もやりやすいんですね。</p> <p>だから、大分市全体が基本条例というものをきちんとした大きな目標と決めていただけると、市民もそれに向かって行きやすいのではないかと思います。</p>

	<p>す。</p>
<p>座長</p> <p>委員</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>議会から出た人間があまりしゃべらない方がいいのではとも思っておりますが。なぜかと言うと、我々も10年前からこの自治基本条例というものが必要だということで動いてきましたし、まして平成11年に地方分権一括法が成立して以来、ずっと(そういった動きを)やってきたわけですから、皆さんより少し先んじて勉強を始めているという意味で、我々があまりものを言い過ぎるとそっちの方に流れてしまうのではないかと。</p> <p>せっかく委員長さんが、長い時間をかけて皆さんの中からコンセンサスを醸成して行こうとしている動きに水を指しはしないかという思いがあって、あまりお話しをしていませんが、要は「自治基本条例は何のために作るのか」、「どうせ作るのなら「何を盛り込むのか」、「作る過程をどうするか」この3つだと思います。</p> <p>ただ、もう一度明確にしておかなければならないのは、この委員会は「制定委員会」ではなく「検討委員会」なんです。場合によっては、この委員達が「未だ時期尚早である」という判断を下せば、作らないという考え方も当然あるはずです。私はそうなってもらいたくは無いけれども、その辺のところをスタンスとして、せっかく委員長さんが我慢強く(取組みを)されておりますので、我々もこれにお付き合いをしたいなと思っております。</p>
<p>座長</p> <p>委員</p>	<p>はい。では行政の立場からどうぞ。</p> <p>この委員会が立ち上がって、1年以上が経過しますけれども、この間、「十分皆さんのご意見をお聞きしたうえで」、「できるだけいろんなご意見を」と委員長さんが(話されていましたが)。やはり、委員さん一人ひとりが話される時間が限られていますし、それぞれお考えが少しずつ違うと思うんですよね。それをお聞きしたうえで、どうまとめるかという話しになってくると思うんですよね。条例を作成するということについて、皆さんの意思決定がされれば、じゃあ、どういった形で条例を作るか、具体的な話にならないと、なかなかまとめるというのは難しいと思います。</p> <p>条例ということですから、当然、条文という形で皆さんの思いを実現、具体化するという作業が必要になってきます。今までのようにそれぞれのご意見を聞くだけだと、先ほどの話で堂々巡りという感じもでてきてしまいますので、条例として、目的としてどう謳うかとか、そういった中身の項目も含めて具体的な姿を見ながら、例えば「ここの表現はこういうふうに変えたらどうか」といった具体的な条文としての意見交換、それぞれの理念なり思いが条文として実現されるかという部分で議論をしていけば、もう少し具体的な話で前に進んでいくのではないかと、そういった意味ではたたき台としての条例案というのを一度事務局なりに作ってもらって、それぞれで何が足りないか、「ここはこういう表現にしよう」とか、そういった形で議論していけば、もっと具体的に形が見えてくるのではないかと、そういう思いがしています。</p>

<p>座長</p>	<p>ありがとうございました。最後に私の思いを述べさせていただきたいと思 います。これまで1年間(この会議を)してきたんですね。私は今年から入 ってきたんですけど、自治基本条例という全国的な流れ、動きの部分での勉 強は自分でも資料を取り寄せるなどしてきたんですが、(大分市でも)全国的 な流れの中で作られるのかなと危惧しておったんですけど、ぜんぜんそう いう流れと違う大分市独自(のやり方)で、皆さんの思いを受けて大分市独 自のものを作って行くという方向で決まったということで非常に安心して、 それなら大分市のすばらしい大分市の目標というものを、どういうふうにと ういう方向に大分市を、市民を引っ張っていくかという部分に決めていくこ とが出来るといいのかなと。いわゆる自治体の憲法という部分でありますの で、いわば「五箇条のご誓文」ではないですけど、「日本という国はこういう 方向に」とかいうところからしたら、憲法としたら「大分市はこういう方向 に進みましょう」と、そして「市民の皆さんもこういう思いで大分市を作っ ていきましょう」というような思いの分で条例が制定されればいいんじゃない かな、いわゆる各手続き論的な条例については、資料をいただいたんです けれども、ほとんど条例が出来ているわけなんです。そこからすると、大分 市の憲法としての自治基本条例としたらそういうところ(理念重視)でいい んじゃないかな、と最近思っております。</p> <p>前回の会議で「手続論」とか「概念論」とかいう話を受けましたので、そ こから考えたときに、私は「概念」のところでは条例化できたらいいんじゃない のかな、その他の細かいところについてはそれぞれの条例に運用を任せて いくというようなことでいいんじゃないかなという思いがしています。</p> <p>後、今皆さんのお話を受けたところでは、副座長さんに切り出していただ きました部分というのが大変的を得たものだと思いますので、「市民の幸せ、 最大多数の最大幸福」ということ、「市民の安心安全」の問題、「男女共同参 画」、「大分市の目指す方向性、目標」と、概略的に今の話の中で出た部分を 具体的に条例化して行くという方向のなかで話がまとまっていけるといいな と思いました。</p> <p>後は、これに何が必要なのか、今まで出た「市民の幸せ」「安心安全」「男 女の関係」いわゆるジェンダーフリーとかを含めてですけど、目標、これに 対してまだ足りないもの、加えていけるもの、「これは入れたらいいんじゃない か」というもの(を入れたらいいんじゃないか)。</p> <p>この他に全国的な条例の中で出てきているのは「市民の責務」という問題、 市民としての自覚の問題、「行政の責務」の問題、「議会の責務」の問題は議 会基本条例が出来ておりますので(いいと思いますが)、自治基本条例と議会 基本条例は二つあってもいいわけですから、その問題も含めて何かあるの かな、と。</p> <p>他の自治体の中には住民投票条例も出ていますけれども、それは別に作れ ばいい問題ですから、自治基本条例の中からしたらそれはいらないんじゃない かなと思っています。</p>
<p>委員</p>	<p>よろしいでしょうか。今の座長がおっしゃられたまとめの話と、私がこの</p>

	<p>委員会に参加する中で思っていたことと、もしかしたら少し違うかもしれないんですけど、住民投票は別というのは、私もいろいろな経験がないのでそういう考え方が普通なのかどうか分からないんですけど、せっかく自治基本条例ってある中で、「行政のいろんな責務」とか「市民のいろんな責務」が盛り込まれる中で、市民がどう自治に関わっていくのかっていうことを明文化するのがこれかなって認識している中で、住民投票っていうのはやっぱり入れた方がいいのかなって、私はこの委員会が始まる時に個人的に思ってたんですけど、それがこの中で謳うべきことなのか、もしくは一般的にこういう政策の中では「いや、もう別なんだよ」っていうことなのか、ちょっとその辺判断がわからないので、詳しい議員さんの方とかはそういうのをよく勉強してるでしょうから、教えていただければいいな、と一点その件、思ったことと、後、先ほどの「市民の幸せ」「安心安全」「男女共同参画」っていうものの中に先ほどの委員さんが言われたような視点の「子育て」とか「教育」っていうものをぜひ一緒に入れていただきたいな、と個人的には思いました。やっぱり大分市がどうすばらしい市になるかっていうのは「人材をどう育てるか」っていうのが一つ欠かせないことかなっていう視点がいるんじゃないかなって思っていたので、入れていただければな、と思ったところです。</p>
<p>委員</p>	<p>住民投票条項は、やっぱり本来的には自治基本条例の中には必須のアイテムです。なぜかと言うと、自治基本条例の「自治」というのは「自分たちで治める」という意味ですが、じゃあ「誰が治めるのか」って言えば、市長でも議員でもありません、市民な訳です。「主権者たる市民」が自分たちで自分たちを治めるわけですから、どこまでを市長に付託するのか、どこまでを議員に付託するか、だけど「ここから先は自分たちで決めますよ」っていうのが当然あっていい訳ですから、住民投票条項っていうのが、一定のハードルを設けなければいけません、そしてもちろん地方自治法では議会での議決が必要になりますが、市長さんがやりますって言ってもやれません、これは。けども、少なくとも自治というものを考えるときにどこまでは市長さんにお任せしますどこまでは議員さんたちに付託します、けどここから先は自分たちで決めますよっていうのは当然あっていいはずですから必須のアイテムだと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>実定法としての自治法なんかがありますけれども、自治法の範囲を超えて制定出来る？</p>
<p>委員</p>	<p>それは出来ません。</p>
<p>委員</p>	<p>出来ない？それは今ある法の範囲内という意味？</p>
<p>委員</p>	<p>もちろんそうです。ですから、今言ったように議会を通さなくては。するかしないかは最終的には議会が決めます。</p>
<p>委員</p>	<p>私はこの基本条例というのはやっぱり、理念法かな、「理念」。理念を定め</p>

	<p>るのが本来の役目じゃないかなと思うんですね。行政の手続きというのは…条例というのがあるんです。理念をどういうふうに定めていくか。さっきの「責務」もやっぱり「理念」でしょうね。そういうふうな所に焦点を当てて、現在あるいろいろな条例なり法なりの総まとめとしての上位に立つ「理念」。本来から言うと逆なんだな、本来から言うと、憲法があって法が制定される訳で、今回から言うと条例がもうある訳で条例の全体を吸い上げるなかでの理念法というふうな事が必要じゃないかなと思うんですけど。形式論だけでもね。</p>
委員	<p>いや、基本的には理念法ですよ、「基本条例」という名前からしてもね。ただ、その条項の中に入れるか入れないか、入れておいて細かいところは別にその条例で決めましょう、例えば住民投票であれば住民投票条例っていうのを作ってその中で決めましょう、だけどもある範囲では自分たちで決めますよという事を入れるか入れないかというのは条項の問題、理念の問題です。ですから、もともと住民投票そのものは法律で定められています。ある条件でやれるようになっています。それをどういう形で謳いこむかは、僕はやっぱり「理念」(だと思います)。</p>
委員	<p>そういう意味だね。性格を付与するべき、というものですな</p>
委員	<p>はい、理念条例を作るべきっていうのはそのとおりで大賛成です。</p>
委員	<p>理念が決まらなないと始まらないですからね。皆さんのどんな理念を持っているかを集めて、そこから…。</p>
委員	<p>理念といっても漠然としていますが、今現在の我々大分市民のアイデンティティ、我々が理想として掲げるもの、将来を見通してこういう努力をしなければならぬ、統一の目標を持って進まなければ、というビジョンと三つの部分を総合したものになるというね。</p>
座長	<p>それが謳いこめれば一番良いものになるというね。もう一回言ってもらえますか。</p>
委員	<p>まず「アイデンティティ」。大分市というものを自分たちできちんと認識しているかどうか。それからこの中には実は「市民」とはどこまでを市民というのか。生まれたら皆市民なのか、大分市に住んでいれば外国人も市民なのか、そういったことは当然出てきますが、とにかく「アイデンティティ」。</p> <p>それから「理想として掲げるもの」ですね。そのために「目標を掲げてする努力」ですね。</p>
委員	<p>今の条件は絶対入れるべきでしょう。</p>
座長	<p>それを謳いこんで行くのが理念法としての自治基本条例と。その理念を謳</p>

	いこむ中にいろんな課題が入っていけば良い。
委員	男女同権というかその前提としての差別の問題（があるん）だな。
座長	なんだかまとまりましたね。
委員	私達一般市民っていうのから（見ると）、例えば国会とか行政というものは、今までの、漠然としてですね、何をしているかどうなのかっていうのがわからない部分があったんですね。だから、大分市は先ほど言ったとおりですね、具体的にですね、例えば、健康は日本一健康なまちにするとか、きれいなまちにするとか、子供が見ても聞いてもわかりやすいような文章の条文にして欲しいですね。
委員	これからを担う子どもたちにわかりやすいものにしなければ。
委員	条文として頭をひねらなければ分からないような書き方はするな、と。
委員	そういうものは市が勝手にやっているんだっていう…。
委員	理念とは言うけれどね。
委員	将来を作る子供たちが。
委員	子供たちがわかるような。
委員	実は大分は2年前子育て環境日本一になったんですけどね。今年は7位にまで落ちたんです。元にまた戻さないといけないから。
委員	さっき委員がいったようなね、案を作るべきだというのは今皆さんから出たような意見を背景にして我々が案を作るのですか？どうなんでしょうか？
委員	事務局が一応、たたき台を作るような形がいいのかな、と思うんですけど。そして例えば項目として男女共同参画というものが抜けておれば、それをどういう形でか入れることが出来るか、そういう検討をそれぞれやって行けばいいかと思うのですが。
座長	入れて欲しい部分の項目をリストアップしていかなければいけないんだ、今、今日出たみたいだね。委員の意見からしたら住民投票条例の部分の項目を入れて欲しいとか、詳細については住民投票条例を作ればいいことだけど、自治基本条例の中に謳う部分の項目として一つ入れておくとか。それから男女共同参画の問題、差別の問題とかそういうのもきちっと入れると、入れて欲しい部分が明確化されてくれば、条文は自ずと出来てくるんじゃないかな。

委員	<p>雛形があると、何が欠けているのかも見えてくるのではないかと思います。</p>
委員	<p>そう、分かりやすい。</p>
委員	<p>ただ、さっきの委員のように「大分市独自」というところを...しようと思ったら、事務局に作らせたんじゃあ、日本国中の自治基本条例のエッセンスだけ引っ張ってきて、ずらっと並べてということになっちゃって。</p>
委員	<p>私なんか何も分からないんで「じゃあこれでって」(なっちゃう)。</p>
委員	<p>むしろこの中から代表者を何人か作って、言葉は整理されていなくていいから、条項だけだから、例えば男女共同参画、子育て環境、日本一きれいなまち、健康って入れていくだけでもいいんです。そこから後つなげればいい。そう(作業をやって進めない)しないと委員長さんが今まで我慢した甲斐が無い。</p>
座長	<p>全国的なものでくると、みな似たか寄ったかのところになっていくから。</p>
委員	<p>案を作るための...をこの中から一人出せばいい。</p>
座長	<p>代表者みたいなものを。</p>
委員	<p>とにかく条文化して仕上げるっていう前提でアプローチした方がいい。</p>
委員	<p>おぼろげながらコンセンサスができた項目もいくつかあったじゃないですか。</p>
委員	<p>それか、この会でそれぞれグループに分かれているので、時間はかかるかもしれないんですけどワークショップみたいな形式で項目を紙に書いて出して行って、その項目で皆さん漠然に挙げるなかでは、具体的にこの項目についてはこうして欲しいってあると思うので、それを簡単な言葉でもいいから書いて成果品として残すような形を、次は事務局の方に少し整理をしてもらうっていうのを、ちょっとこれには3時間くらいかかるんですけども。</p>
委員	<p>うん、ホワイトボードにこれ(付箋)の大きいの(に項目を書いたの)を貼って行って、「これとこれは似ているからまとめよう」とか、整理していけば、大分ね、3時間が2時間になるかもしれないし。その方が一番あの人(委員長)が一年間我慢したことに(つながるのかな)。</p>
委員	<p>一番やりたかったことではないかなあ、と。</p>

委員	ソツの無いものを作ろうと思えば訳無く作れるんです。それを委員長さんがずっと我慢して一年間引っ張ってきたんだから。
委員	(自治基本条例について一般の人の声を)聞いてくるっていうことにしたらいいんじゃないかな、次の会までに。私だったら町内会の皆さんに。
委員	広がるよね。
委員	そういったことが包含できる形のものになればね一番(いいと思う)。
委員	それを何枚かにまとめたものを貼り付けていって、一つの紙に一項目。
委員	この条例の制定に関しては、市はアンケートをする計画とかは無いんですか。それは総合計画なんかを作る段階でやっているから...
委員	それもこの検討委員会で決めていけばいい。
委員	少なくとも、「こういう形で」という案が出来れば、パブリックコメントで皆さんからのご意見をいただくという機会を作る。
委員	でも、パブリックコメントってほとんど入らないんでしょう？
委員	市民から意見をもらう手段として制度化されたものですから。
委員	いやあ、アリバイ作りですよ。「一応聞きましたよ」という。
委員	そんなことは無いでしょう。
座長	10名から来ても「やりました」ということで。
委員	それは市役所だけが悪いんじゃなくて市民の人も悪いんですよ、関心が薄いついていうのは本当は悪いんです。インターネットとかが発達している以上は。
委員	やっぱりプロセスが大事ですから。自分たちの憲法なのに「知らない間に決まったわ」というのは困りますから。
委員	これを作るプロセスでいかに普通の市民が目を向けてくれるかっていうのが、今回出来たものよりそっちの方が大きいのかなあって。
委員	分かりやすい形にしてもらわないと。分からないものをして。
委員	小学校の授業の時間に先生が使ってくれるとか。

委員	「分かりやすい」というのがほとんど皆さん一緒だから、少なくとも一つこれをこの分科会のコンセプトにしましょうよ。
委員	そうですね。子供も市民、お年よりも皆、市民ですから。
座長	それはいいこと。
委員	漢字の読める人だけが市民じゃないんで。
委員	私、自治会長になって、毎月、東春日町便りって地区の広報誌を発行するんですけど、たいていの人はワープロで打って、そういうのを作るんですけど、私は直筆で書くんですけど、小学校3年生か5年生位が読めるように書いていうのはすごく難しいんですよ。でもそれだったら80%位の人が読んでくれるんです。そうじゃないと見てくれないんですよね。
座長	<p>< 議論第二部 ></p> <p>他のグループからもいろんな意見もありましたが、大体私達が議論したのと同じようなのが出てきたと思います。一点は、今委員長が言ったように市民アンケートというような問題になって、市民とキャッチボールをしながら制定をするということの議論を、ということで若い人、子育て中の人意見も聞くというような話も出ておりましたが、皆さん、どう思われましたか？また、一人ひとりご意見を聞きましょうか。</p>
委員	私達はいつも、市民というか地区の方とコミュニティといいますが、市長のおっしゃる「ご近所の底力」に積極的に、過去3,4年になりますか、補助金もいただいていますから、(地元の声を)聞いて、どういうことをやるかというのに取り組んでいますので、すぐ分かるんです。こうしなければいけないとかいうの(地元の方の声)はいつも聞いています。
座長	自治会からすると、市民の意見というのはいつも聞いておかないと、物事は進まないし。無視してするわけにはいきませんからね。
委員	そうです。
委員	今(委員長が)言われたのは若い方も委員に入れなければという話なんですか。
座長	いや、意見を聞いてはどうかということで、メンバーを広げるということではないと思うんですが。
委員	両方あると思います。メンバーを広げるという話も。

委員	じゃあ、例えば子育てしている人、老人ホームに入っている人、いろいろありますからキリがないですね。
委員	さっき委員が言われたように、「(地元)に帰って自治会の人に投げかけて話を聞いてみる」というのがありましたよね。同じように、それぞれ皆、各界から(代表として)出て来ているわけですから(そこで話を聞けばいい)応援が欲しければ他の委員さんも一緒に行ってもらえばいいわけですし。 僕は今、高校生のところに行ったらどうかなと思っているんですけど、反対に話を聞きに行けばいい。
座長	要はパブリックコメントという手法も多くの方の意見を聞くという手法ですからね。それが出て行って(話を)聞くということと一緒にですから。これに新たに加えるとなると収拾がつかなくなりますから。 (賛同の声)
委員	検討委員会のメンバーとしてはもうこのメンバーであって、ある程度形を作った上で最終的に決定するまでにいろんなご意見をいただいて、議会基本条例でも各地域で説明会を開かれていますけれど、場合によってはそういった形で意見を聞く機会を設けるとかということで、先ほど出た意見は反映されるんじゃないかと思うんですが。
委員	意見を聞く場面をどう設定するかが問題でしょう。
委員	もちろんパブリックコメントである程度形が出た上で(聞かないと)今ご意見を聞こうと思っても姿が見えないから、漠然とした形で聞かれても具体的な意見は出にくいと思うんです。
座長	それは自治基本条例を専門にしている人はいろんな意見があろうから、そういう人の意見を聞いてもまたね(偏ってしまうだろうから)。
委員	やっぱりさっき出た、たたき台の素案の素案みたいなものが出来ないとなあ。
座長	そうですね、「こういうふうに考えています」という部分で提案しないと。
委員	「こういう条項は入れた方がいいんじゃないんですか」みたいなものが出て、「それはいらない」、「もっと入れろ」という話がそこから始まる。
座長	趣旨とか前文とかでいろんな物が出て...
委員	今、委員長さんは、今の段階でしないといけないから「たった今話し合いましょう」ということなんでしょか、それを決めてしまう前に(市民の

	意見を聞く機会を) 入れなくていいですか、入れた方がいいですかという話なんですか。
委員	<p>おそらく、パブリックコメントっていうのは、ほとんど全部出来上がってから投げかけて「ご意見いかがですか」というものなので、そうじゃない手法を取りたい、要するに白紙の段階で皆さんから意見を聞いたうえで、自分たちが取りまとめるっていう形をとりたいたいっていうことで、それをやるなら今しかないっていう話ですよ。</p> <p>(「難しい」という声多数)</p>
座長	<p>收拾がつかなくなると混乱の域に入ると思う。さっきのワークショップをやって見に来てということによいのではないか。</p>
委員	<p>傍聴は自由なわけだから。関心のある人どうぞって。</p>
委員	<p>ワークショップやります。来てください、っていうことで。</p>
委員	<p>こういう検討をしているということは、あんまり...も知られてない？</p>
委員	<p>市報だけです。後は今日新聞記者が来ているから(記事に)書いてくれることを期待するしかない。</p>
委員	<p>今アンケートをとって意見を求めるよりも、こういう動きをしているってことを知ってもらう方が一番大事かなって思う。それを高めて、パブリックコメントを募集したときに見てくれる、関心を持って読んでくれるっていう動きを作って欲しいなっていう。意見はいろんな属性の方が委員に既に入って、いろんな団体の代表の方が入っているのもう...。</p>
座長	<p>そのために選定して来ているわけだから、いろんな意見、論文も求めて入れてきているんだから。</p>
委員	<p>あんまり、直接民主主義になってもなあ。そのために皆さん代表で来ているし、議会の皆さんも市民の代表としているし。</p> <p>案が出来れば、例えば私であれば、地域の社会福祉協議会に「こういうふうな事ができましたよ」ということで、うちの組織に流して「意見を上げてくれんだろうか」とって話をする事も出来る。それを今話してくれといわれても何を話していいかも分からない。</p>
座長	<p>また、「なぜ自治基本条例とか今頃言っているのか」という話になるんじゃないのか。</p>
委員	<p>まず、それを聞かれそう。後もう一つ聞いてくださいっていうのは何でし</p>

	たっけ。
委員	どういう形でたくさんの人の声を聞くかということと、この会（のメンバー）を増やすかということ。
委員	それをいうんなら高齢者の意見はどうなるのかとか。
委員	子育て世代はベビーシッターを用意しないと来れませんしね。
委員	最後に市民シンポジウムみたいなのを開くように予定しているんですけど、いつもシンポジウムに行くと、皆背広の人ばかりで、このスタイルを今回崩して欲しいとすごく思うんですけど。
委員	市民のシンポジウムにして欲しいなと思う。見るからに「ああ、もういい」っていうんじゃないか。
委員	委員長さんの考えているところは、シンポジウムにしてもなんにしても、大体もう固まった段階でやるから、そこからあんまり変化しない。さっきの話を聞いているとまだやわらかい、いくらでも替えられる段階で打ち出してしまいたいみたいなのがあって、僕はその方が自治基本条例の性格にはあっているような気がします。
委員	どうしたらいろんな人が参加できるようになるんでしょうか。
委員	条例が出来たときには難しく、分かりやすいようにと言ったんですけど、とても難しいと思うので、同じ内容の本を分厚くなってもいいので、子供用、点字用、漫画版とかいろんなパターンを作るといいと思うんです。そうすれば皆関心を持つと思うんです。
委員	15歳に分らせるための文章というのは非常に難しいんですよ。中学3年生くらい。そうでしょ？
委員	中学2年生を相手にすると高校生は寝てしまうんです。中高一貫の学校と一緒にしゃべらされるとものすごく辛いんです。高校生を相手にすると中学生は寝てしまうし。
委員	伊勢市と浦安市で、向こうの大学の女性の都市計画の先生が、その市の土地利用とかいろんな姿が成り立つところから解説したまちづくりの本を出しているんですけど、相当時間をかけて小中学校の先生とかと一緒にイラスト入りで作っているんですけど、漢字もふりがなを振っていて、全然専門知識の無い人が見ても非常にわかりやすいんです。
委員	分かりたい気持ちはあるんだけど、どれをとっても難しいから「もういい

	<p>や」ってなっちゃうんですよ。興味があってもね。</p>
委員	<p>日本国憲法に小学生向けのテキストってあるんですかね。始めて習うのは高校ですよ。</p>
委員	<p>無いですね。ふりがなを振ったのはあるけど。結局は法解釈に間違いが出るから、調子がいい人は「小学生だから、こうなんだ」とか。</p>
座長	<p>国政の中で解釈・改憲論で出ますからね、議員の中で解釈しながら。法律の運用とかを考えてね。</p> <p>そうすると、この次は（自治基本条例に）入れるものを検討するという方向がいいですよ。</p>
委員	<p>気になるのは、ある班は「手続法的な」と言いましたよね。そのほかの班は「理念」なんですね。それも整理しとかなきゃいけない。「理念法」にするとかやこしいのは、他の条例とかも全部照らし合わせて、重なってしまうじゃないかということ。例えばさっきの住民投票条例っていうのは別に作ればいいわけです。手続き論、するかしないか決めておくだけで。</p>
座長	<p>する部分はあるんだから、入れてもいい。運用の部分は条例できちっと作れば。</p>
委員	<p>どの程度のハードルにするか、トラックでやるのか芝生の上でやるかみたいな話は別の段階でやればいいんであって。とにかく住民投票条例がありますよ、みたいなだけなら理念法でいけるけれど、細かいこと言い出したらあっち（手続き論側）がね。</p>
座長	<p>細かいことを入れだすと、いろいろ分かれてくるからまとめることも難しい。だから、前の分見たらいろんな条例が出てくるんで。</p>
委員	<p>委員長もどちらかと言えば手続き法的な性格の方ですよ。</p>
委員	<p>理念に基づいて、それを条例にすると手続き的な内容になるんじゃないでしょうか。ですから出来上がったものを見れば、そんなに認識の違いは無いと思いますね。例えば、住民投票をすることができるって謳えば、そういう手続きになりますけれど、それが必要だという理念の背景が具体化していくということで、そういう……で、条例そのものを見れば。</p>
委員	<p>そういう問題も、いわゆる項目立てが現れてくれば分かるんじゃないのかな。</p>
委員	<p>その段階ではまだ検討する必要は無いです。むしろ皆さんから一つでも二つでも（条項を）出してもらって、例えば、教育、福祉、環境とかにいくつかに別れて、その中で一つづつ（条項を）出してもらって整理していったら。</p>

	何十条もあるようなのを作りたいとかね。
座長	誰も見なくなる。
委員	とか言って、5条くらいだと憲章があるじゃないかという話になります。
座長	その憲章も踏まえて今後の目指すものを作っていけばいいものが出来ると 思います。
委員	私が思うに、憲法って言うものはなかなか変えられないじゃないですか。 でも大分市のそういうものであれば、一年おきとか市長が変わったとりとか (したときに修正する) そういうのはどうなんでしょうか。変えてもいいん でしょうか。
委員	僕は変えるべきと思っています。金科玉条である必要は無いと思います。
座長	憲法も改正条例はあるんですよ。ハードルは高すぎますけど。
委員	そうではなくて、この委員会でしょっちゅう見直して「ここをこういうふ うに変えましょうよ」というように、変えやすいということを前提にしたら、 あまり難しく考えなくていいんじゃないでしょうか。
座長	いろんな条例もその都度、逐次変えてますからね。
委員	改正条項をきちんと定めておけばいいと思います。
委員	過半数か三分の二(の同意があれば)とかいうふうに。
委員	いや過半数でいいと思いますよ。
座長	市民の過半数？
委員	議会の過半数ですね。条例ですから議決事項ですから。なんだったら、自 治基本条例特別委員会を立ち上げてもいい。 議会には主に常任委員会と特別委員会の二つがあるんですけども、地方 自治法の100条に規定される委員会があるんです。何か問題が起きたとき に、その問題に限って期限を区切ってその問題を解決するために立ち上げる 委員会があるんです。自治基本条例について判断をするということであれば そういったものを作ることもあります。